

第1 目的

この指導調査実施要領は、医療従事者養成所等（以下「養成所等」という。）の指定等に係る関係法令等の遵守状況を明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずる監督業務を適切に実施することにより、養成所等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

なお、この指導調査実施要領において、養成所等とは、理学療法士及び作業療法士法第11条第1号及び第2号に規定する理学療法士養成施設、同法第12条第1号及び第2号に規定する作業療法士養成施設、臨床工学士法第14条第1号から第3号までに規定する臨床工学技士養成所、救急救命士法第34条第1号、第2号及び第4号に規定する救急救命士養成所、歯科衛生士法第12条第2号に規定する歯科衛生士養成所、歯科技工士法第14条第2号に規定する歯科技工士養成所、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項第2号に規定するはり師養成施設、きゆう師養成施設及びはり師きゆう師養成施設、柔道整復師法第12条第1項に規定する柔道整復師養成施設をいう。

第2 基本方針

- 1 関係法令等を基本とし、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- 2 問題の発生原因及び是正策を明らかにするなど、養成所等が問題解決を図り、自律的な運営を行うための具体的な助言及び指導を行う。
- 3 養成所等の運営が、法令に違反し、著しく適正を欠くと認められるときは、法令に定めるところにより、行政処分を行うための手続を検討する。
- 4 指導調査の実施、指導調査結果の処理については、関係部署との情報交換を行い、連携を図る。

第3 調査対象

この指導調査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士養成施設
- (2) 作業療法士養成施設
- (3) 臨床工学技士養成所
- (4) 救急救命士養成所
- (5) 歯科衛生士養成所
- (6) 歯科技工士養成所
- (7) はり師養成施設
- (8) きゆう師養成施設
- (9) はり師きゆう師養成施設
- (10) 柔道整復師養成施設

第4 実施方法等

- 1 指導の対象となる養成所等において、実地に行く。なお、重点的かつ効果的に行うため、必要に応じて、あらかじめ指導調査事項を限定して実施する場合がある。
- 2 指導調査を行った結果、改善すべき事項が認められ、指導調査後に養成所等の設置者から改善報告書等が提出された場合においても、その改善内容を確認するため、実地に行くことができるものとする。

- 3 指導の対象の選定に際しては、当該年度において課程変更、定員変更を行った養成所等、また、新規に開設された養成所等とするほか、定期報告等による運営状況及び養成所等の規模等を総合的に勘案し、決定する。また、指導の対象の必要性を検討するため、定期報告等により、学生定員超過（学生定員を大幅に下回る場合を含む。）が認められた場合には、文書によりその状況の報告を求めることができる。
- 4 指導対象となる養成所等を決定したときは、その実施予定日の1か月前までに、調査対象養成所等の名称、調査日時、調査担当者、調査内容及び事前提出資料等を文書により、当該養成所等の設置者又は長に対して通知する。
- 5 養成所等の運営等に問題が発生した場合、または、そのおそれがあると認められる場合においては、事前通知せず、実地指導の開始時に文書を提示するなどの方法により、調査を実施する。
- 6 実地指導終了時、改善の必要な事項及び解決方法等を口頭で伝えるなど、その指導結果を講評する。
ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等は、その限りでない。
- 7 実地指導は、その効果を高めるために、調査対象養成所等の管理責任者、専任教員、専任の事務職員等に対し、調査への立会を求め、調査事項の照会を行う。

第5 調査内容

次の事項について、当該年度及び前年度の状況を把握するとともに、関係法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて改善を指導するものとする。

- (1) 教員に関する事項（専任教員の数、勤務状況及び教員の資格要件等）
- (2) 授業に関する事項（指定基準及び学則等で定められた授業科目（実習を含む。）の実施状況等）
- (3) 学生又は生徒に関する事項（定員等の状況、入学資格審査及び履修認定の方法、卒業要件確認状況等）
- (4) 学則の内容に関する事項（法令等において学則に定められるよう規定されている事項等）
- (5) 施設に関する事項（建物及び設備の状況、教材、教具及び図書の有保有状況等）
- (6) 関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項（実施状況等）
- (7) 財務に関する事項（運営状況、入学料等の適正な徴収、収支予算等）
- (8) その他（健康診断の実施状況、学籍簿等諸帳簿の整備状況等）

第6 調査結果

- 1 調査終了後、指導調査の実施日から起算して1か月以内に、文書により、その結果を養成所等の設置者又は長に対して通知する。
- 2 特に改善が必要と認められた事項については、原則として1か月以内に改善状況報告書の提出を求める。
なお、提出期限までに改善を図ることが困難であると認められる事項については、改善計画書の提出を求めることとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、医療従事者養成所等の指導調査に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月4日から施行する。

◆ 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和 40 年 10 月 1 日政令第 327 号）

第 13 条 行政庁は、指定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第 9 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第 14 条 行政庁は、指定学校養成施設が第 9 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第 2 項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

2 (略)

第 15 条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない（以下、略）。

◆ 臨床工学士学校養成所指定規則（昭和 63 年 3 月 28 日文部省・厚生省令第 2 号）

第 6 条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第 7 条 指定施設が第 4 条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第 2 項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。

◆ 救急救命士学校養成所指定規則（平成 3 年 8 月 14 日文部省・厚生省令第 2 号）

第 6 条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第 7 条 指定施設が第 4 条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第 2 項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。

◆ 歯科衛生士法施行令（平成 3 年 6 月 28 日政令第 226 号）

第 6 条 行政庁は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関して必要な報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

2 (略)

第 7 条 行政庁は、第 2 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当でないとき、設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第 8 条 行政庁は、指定学校養成所が第 2 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による主務大臣の指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

2 (略)

第 8 条の 2 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない（以下、略）。

◆ 歯科技工士法施行令（昭和 30 年 9 月 7 日政令第 228 号）

第 13 条 行政庁は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関して必要な報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

2 （略）

第 14 条 行政庁は、第 9 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第 15 条 行政庁は、指定学校養成所が第 9 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 （略）

第 16 条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない（以下、略）。

◆ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成 4 年 9 月 24 日政令第 301 号）

第 5 条 行政庁は、認定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第 1 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に照らして、認定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第 6 条 行政庁は、認定学校養成施設が第 1 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第 2 項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その認定を取り消すことができる。

2 （略）

第 7 条 認定学校養成施設について、行政庁の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない（以下、略）。

◆ 柔道整復師法施行令（平成 4 年 9 月 24 日政令第 302 号）

第 6 条 行政庁は、指定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第 2 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第 7 条 行政庁は、指定学校養成施設が第 2 条第 1 項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第 2 項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 （略）

第 8 条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない（以下、略）。